

# 遠隔診療に係る要件の明確化

(平成27年8月10日 厚生労働省事務連絡)

## 具体的事業

従前は、遠隔診療に係る要件が不明確であり、遠隔診療が可能な場合は限定的と解されるおそれがあった。

以下を明確化

離島、へき地以外の患者  
下表の遠隔診療の対象、内容以外  
初診であっても直接の対面診療行うことが困難である場合



**医師の判断により、遠隔診療が可能**

### 遠隔診療通知 別表

遠隔診療の対象	内容
在宅酸素療法を行っている患者	心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、在宅酸素療法に関する継続的助言・指導を行うこと。
在宅難病患者	心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、難病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅糖尿病患者	血糖値等の観察を行い、糖尿病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅喘息患者	呼吸機能等の観察を行い、喘息の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅高血圧患者	血圧、脈拍等の観察を行い、高血圧の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅アトピー性皮膚炎患者	アトピー性皮膚炎等の観察を行い、アトピー性皮膚炎の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
褥瘡のある在宅療養患者	褥瘡等の観察を行い、褥瘡の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅脳血管障害療養患者	運動機能、血圧、脈拍等の観察を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅がん患者	血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。



**遠隔診療  
ニーズに対応**



# < 参考 > 遠隔服薬指導

## 『日本再興戦略』改訂2015』（平成27年6月30日閣議決定）

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

- ・ 処方薬について、薬剤師は対面で服薬指導を行うこととされているが、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合の薬剤師による服薬指導の対面原則の例外として、国家戦略特区においては実証的に、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とするよう、法的措置を講ずる。
- ・ あわせて、本特例において、民間事業者等による医薬品の配達が可能であることを明確化するための所要の措置を講ずる。

## 改正特区法（成立 平成28年5月27日）、施行 平成28年9月1日）

特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。< 医薬品医療機器法の特例 >

### 今後の課題

養父市において、本改革メニューの全国初の活用を目指し、共同提案者である三井物産とともに、現在、関係する医師、薬局等との準備を進めているところ。調整が整い次第、事業を実施する予定。